

Tax & Legal Services Newsletter

Vol. March 2015

印紙税の対象となる一定の文書に係る印紙税の現金による納付義務

印紙税に関する歳入局長通達 No. 54は、2015年4月5日から、一定の賃貸借契約書および請負契約書に係る印紙税については、これらの契約書に印紙を貼る代わりに、歳入局にて現金で納付しなければならないと規定しています。契約金額が100万バーツ以上の不動産賃貸借契約の賃借人あるいは請負契約の契約人は、契約書作成前もしくは署名後15日以内に印紙税を現金で納付しなければなりません。

債務整理に係る租税免除

勅令 No. 581 は、タイ国中央銀行が設定した2013年1月1日から2014年12月31日までの間に金融機関が行った債務整理に対して租税の免除を認めています。具体的には以下のような免税措置が適用されます。

- 金融機関もしくはその他の債権者の債務者に対し、債務整理計画に基づく債務免除により生じた所得に係る個人所得税 (PIT) および法人所得税 (CIT) を免除する。
- 金融機関もしくはその他の債権者の債務者に対し、債務を返済するための資産の譲渡、物品の販売、役務の提供から生じた所得に係るPIT、CIT、付加価値税 (VAT)、特定事業税 (SBT)、および債務整理計画に関する文書に係る印紙税を免除する。
- 金融機関の債務者に対し、債務整理計画ならびに歳入局長が定めた規則および条件の下で、その債務返済のための担保不動産の譲渡から生じる所得（ただし、金融機関に対する債務の金額もしくは保証債務の金額を上限とする）に係るPIT、CIT、SBTおよび印紙税を免除する。

最高裁判所の判決

タイ子会社の所得とみなされる増資

A社の外国親会社は、条件付きの一部債務の返済免除について金融機関と交渉し、それと引替えにA社が増資を行い当該親会社が1,000株を906.3百万バーツで引き受けることに合意しました。発行株式の額面金額は100バーツで、A社はその解散前に株式発行差金を使って債務を返済しました。当該合意はA社の外国資本比率を48.9%に保つように考慮されており、これによりA社は、外国人事業法および土地法において外国人と見なされることを避けることができました。その後、税務当局は当該株式発行差金に法人所得税を課しました。

最高裁判所は、債務免除に関する本件合意は法人所得税を回避するために行われたと判断しました。本件増資は巧みに計画/実行されており、株式発行差金は事業活動から生じる所得とは見なされず、したがってA社に法人所得税の課税関係は生じません。しかし、外国親会社が金融機関に対する債務の返済を意図していたならば、債権者に直接支払うことができたことから、当該債務免除の合意は租税回避を目的に行われたと考えられるとしました。株式発行差金を伴う増資には正当な根拠がなく、A社が解散前に増資し株式発行差金を使って債務を返済したことは異例であり、一般的に行われる行為（すなわち、会社は通常、事業の継続を目的として増資する）とは言い難いとしました。

サービスの輸出に係る付加価値税 (VAT)

B社は、外国法人であるC社と2つの契約を締結しました。1つ目の契約では、B社はC社に対してコールセンターシステムのコンピュータプログラミングサービスを提供することに合意しました。2つ目の契約では、B社はタイ国内にあるC社のコールセンターシステムのメンテナンスサービスを提供することに合意しました。B社はそれぞれのサービスに係るVATについて、1つ目の契約業務についてはサービ

スがタイ国内で提供されタイ国外で使用されることから0%の税率を適用し、2つ目の契約については7%の税率を適用しました。本件について、税務当局は1つ目の契約についても7%の税率でVATを課しました。

最高裁判所は、1つ目の契約に基づくコンピュータプログラミングサービスは、タイ国で提供されるメンテナンスサービスと関連があることから、タイ国内で提供されていたと結論付けました。加えて、C社は、プログラムの開発およびタイ国内を含む様々なネットワークとのインターネット接続を導入することを意図してB社と契約しました。したがって、コンピュータプログラミングサービスも7%の税率でVATが課されることとなります。

(注) 本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文(タイ語)をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、**Japanese Services Group (JSG)** は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約850名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人8名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

鈴木 基之	宮下 淳	中島 雄一郎	藍原 滋	中西 康智
日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国公認会計士		
パートナー	シニアマネージャー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700 Ext. 5085	Ext. 13228	Ext. 13399	Ext. 11676	Ext. 13531

Business Tax & Indirect Tax

Anthony Visate Loh
+66 (0) 2676 5700 ext 5022
aloh@deloitte.com

Legal Services

Cameron McCullough
+66 (0) 2676 5700 ext 5015
camccullough@deloitte.com

**Business Tax (Japanese Services Group)
& Indirect Tax**

Darika Soponawat
+66 (0) 26765700 ext 12784
dsoponawat@deloitte.com

Transfer Pricing & Business Tax

Dr. Kancharat Thaidamri
+66 (0) 26765700 ext 11205
kthaidamri@deloitte.com

**Business Tax (Business Model
Optimization)**

Korneeka Koonachoak
+66 (0) 2676 5700 ext 5023
kkoonachoak@deloitte.com

Global Employer Services

Mark Kuratana
+66 (0) 2676 5700 ext 11385
mkuratana@deloitte.com

**Transfer Pricing & Customs
Services**

Stuart Simons
+66 (0) 2676 5700 ext 5021
ssimons@deloitte.com

Business Tax (M&A) & FSI

Wanna Suteerapornchai
+66 (0) 2676 5700 ext 10691
wsuteerapornchai@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.com/th/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 210,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the "Deloitte Network") is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2015 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.